

犬の飼い主の皆様へ
～犬のふんを放置をしないでください～

日頃は自治会活動にご協力いただきありがとうございます。
さて、自治会に犬のふんに関する苦情や相談が寄せられております。
道路、玄関先、公園など犬のふんで迷惑を受けている人は少なくありません。
他人の犬のふんを始末することは不愉快なものですし
場合により、下記の法律が適用されるケースがあります。

①軽犯罪法

軽犯罪法では以下の場合、罰則対象になるとれています。

『公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体**その他の汚物**または廃物を棄てたものを
勾留または科料で処罰できる。』

犬のふんはその中の『**その他の汚物**』とみなされ、放置すると罰則が課せられます。

②廃棄物処理法

廃棄物処理法では、廃棄物を以下のように定義されています。

『ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体**その他の
汚物又は不要物**であって固形状又は液状のもの』となっており、犬のふんはこの『**廃棄物**』に含まれ
『**廃棄物処理法**』が適用され、違反者には5年以下の懲役、または1000万以下の罰金が発生します。

犬を散歩する時は必ずリードをつけて、飼い主の責任において、
ふんは必ず持ち帰り処理してください。
又、尿についても水で洗い流すなどの配慮をお願いします。



以上